建設工事成績報告書（土木）

工　事　名		完成年月日		検査番号	
工事場所		検査年月日			
受注社名		工　　期	から	発注課	
			まで	請負額	円

考　査　項　目		担当監督員　職氏名					総括監督員　職氏名							検査員　職氏名						
考査項目	細　　別	a	b	c	d	e	a	a`	b	b`	c	d	e	a	a`	b	b`	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0														
	Ⅱ．配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0														
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0								5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0
	Ⅱ．工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.5	1.0	0.5	0.0	-7.5	-15.0							
	Ⅲ．安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	2.0	1.5	1.0	0.0	-7.5	-15.0							
	Ⅳ．対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0														
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0
	Ⅱ．品　質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0
	Ⅲ．出来ばえ													5.0		2.5		0.0	-5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応　※2						+20～0													
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※	+7～0																		
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0									
加減点合計　（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点							点						
評定点（65点±加減点合計）		①　　点					②　　点							③　　点						
評定点計		点　（①　　点 × 0.4 ＋　②　　点 × 0.2 ＋　③　　点 × 0.4）　＝　　点																		
7．法令遵守等　※7							0　点													
評定点合計　※8		点　7．評定点計　　点　－　8．法令遵守　　点　＝　　点																		
8．総合評価技術提案		※9					□ 履行　□ 不履行　□ 対象外													
所　　見　※5		（担当監督員）					（総括監督員）							（検査員）						

※1　65点 ＋ 1.～3. の評定（加減点合計） ＋ 4.～6. の評定（加点合計）　＝ 評定点　各評定点（①～③）は小数第2位を四捨五入して表示している。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4　4.、5.、6. は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5　所見は必ず記載する。

※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、担当監督員、総括監督員が行う。

※7　法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※8　評定合計は、少数第1位を四捨五入により整数とする。

※9　総合評価については、技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

考査項目	細　　別	担当監督員	総括監督員	検　査　員	細目別評定点	得点割合
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	1 ×0.4＋2.9＝ 3.3 点			3.3 / 3.3 点	3.3 %
	Ⅱ．配置技術者	3 ×0.4＋2.9＝ 4.1 点			4.1 / 4.1 点	4.1 %
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	4 ×0.4＋2.9＝ 4.5 点		5 ×0.4＋6.5＝ 8.5 点	13.0 / 13 点	13 %
	Ⅱ．工程管理	4 ×0.4＋2.9＝ 4.5 点	2 ×0.2＋3.2＝ 3.6 点		8.1 / 8.1 点	8.1 %
	Ⅲ．安全対策	5 ×0.4＋2.9＝ 4.9 点	3 ×0.2＋3.3＝ 3.9 点		8.8 / 8.8 点	8.8 %
	Ⅳ．対外関係	2 ×0.4＋2.9＝ 3.7 点			3.7 / 3.7 点	3.7 %
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	4 ×0.4＋2.8＝ 4.4 点		10 ×0.4＋6.5＝ 10.5 点	14.9 / 14.9点	14.9 %
	Ⅱ．品　質	5 ×0.4＋2.9＝ 4.9 点		15 ×0.4＋6.5＝ 12.5 点	17.4 / 17.4点	17.4 %
	Ⅲ．出来ばえ			5 ×0.4＋6.5＝ 8.5 点	8.5 / 8.5 点	8.5 %
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		20 ×0.2＋3.3＝ 7.3 点		7.3 / 7.3 点	7.3 %
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	7 ×0.4＋2.9＝ 5.7 点			5.7 / 5.7 点	5.7 %
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		10 ×0.2＋3.2＝ 5.2 点		5.2 / 5.2 点	5.2 %
7．法令遵守等			0 ×1.0＝ 0 点		0.0 / 点	減点のみ
				評定点合計	100 / 100点	
8．総合評価	履行確認		□ 履行　□ 不履行　□ 対象外			

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。なお、端数処理の都合上、百分率の合計が１００％にならない場合がある。
※　総合評価については、技術資料の内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

担当監督員	総括監督員	検　査　員	法令遵守
40.0 点 / 40 点	20.0 点 / 20 点	40.0 点 / 40 点	0 点 / -20 点

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象　判定

- ☑ □ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。
- ☑ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
- ☑ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳又は施工体系図に明確に記載している。
- ☑ □ 「施工体制チェックポイント」において指摘事項がない。
- □ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。(緊急指示があった場合は対象)
- ☑ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。(施工計画書等で確認できるか)
- ☑ □ 建退共の証紙の購入が適切に行われている。(証紙不要の確認書が提出された場合は対象外)
- □ □ 工場製作期間において工場に技術者を適切に配置している。
- □ □ 製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。
- □ □ その他 (　　)

理由

d: □ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

e: □ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

	a	b	c	d	e
Ⅱ. 配置技術者（現場代理人等）	□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象　判定

【全体を評価する項目】

- ☑ □ 「施工体制チェックポイント」において指摘事項がない。
- ☑ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。(施工計画書等で確認できるか)

【現場代理人を評価する項目】

- ☑ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。(工事現場で問題が発生した場合に対応はできたか)
- □ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。(相違が有った場合は対象)
- ☑ □ 監督員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。(工事記録等で確認できるか)

【監理(主任)技術者を評価する項目】

- ☑ □ 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
- ☑ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
- ☑ □ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。
- ☑ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
- ☑ □ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
- □ □ その他 (　　)

理由

d: □ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

e: □ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

※「対象」に網掛けがある項目は、標準的な評価項目を示す。

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象 判定

- ☑ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
- □ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
- ☑ □ 工事材料の品質に影響が無いよう適切に保管している。(資材置き場等で適切な保管が確認できるか)
- ☑ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- ☑ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
- ☑ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
- □ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
- ☑ □ 工事記録を、過不足なく整理している。
- ☑ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
- ☑ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械を使用している。(写真等で確認できるか)
- □ □ その他 (理由)

□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

結果

c

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象 判定

- ☑ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
- ☑ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
- ☑ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
- ☑ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- ☑ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。(工事期間の短縮が確認できるか)
- ☑ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。(早期着手及び余裕のある工程が確認できるか)
- ☑ □ 休日の確保を行っている。
- □ □ その他 (理由)

□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

結果

c

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

※「対象」に網掛けがある項目は、標準的な評価項目を示す。

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象 判定

- ☑ □ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
- ☑ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
- ☑ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
- ☑ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
- □ □ 過積載防止に取り組んでいる。（取り組みがマニフェスト等で確認できる）
- □ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
- ☑ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
- □ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
- □ □ その他 （ 理由 ）

□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

結果

c

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

	a	b	c	d	e
Ⅳ. 対外関係	□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である

対象 判定

- □ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
- ☑ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
- ☑ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
- □ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。（関連工事があれば対象）
- ☑ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- □ □ その他 （ 理由 ）

□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

結果

c

判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

※「対象」に網掛けがある項目は、標準的な評価項目を示す。

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 1つだけクリック→ Ⅰ. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
結果 エラー 評価項目確認	※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない工事は「c」評価とする。 ⑤ なお、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。				

※ 該当する考査項目の『□』を1つクリックする。

別紙－4

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50%以下と判断できる例

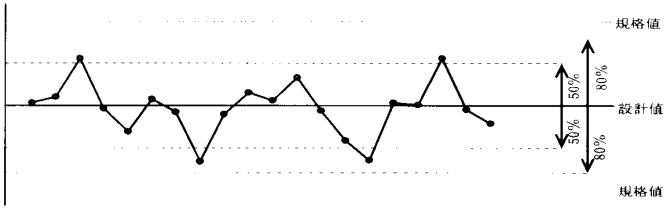

②ばらつきが80%以下と判断できる例

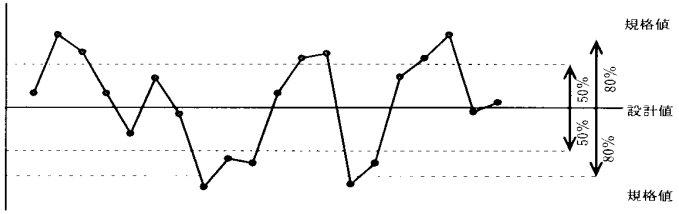

（下限値のみの場合）

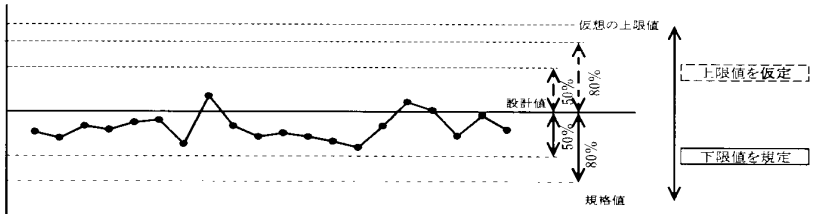

※出来形及び品質管理における規格値が下限値のみ規定されている場合には、これと同等の値を上限値にも仮定し、ばらつきを判断する。

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

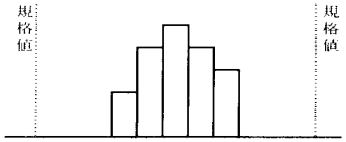

ばらついている

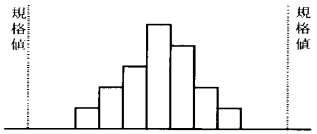

ばらつきが大きい

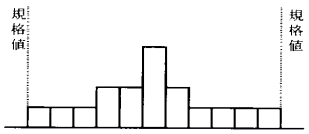

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質 1つだけクリック→	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事、又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない工事は「c」評価とする。
⑤ なお、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

下欄で評価はチェックする。

□ 橋梁維持・修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）

※上記によらず、当該欄で評価

a	b	c	d	e
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ 理由：（　　）
□ 理由：（　　）
□ 理由：（　　）
□ 理由：（　　）

●判断基準

該当項目が6項目以上・・・a
該当項目が4項目以上・・・b
該当項目が3項目以下・・・c

※ 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

結果
エラー 評価項目確認

トップ

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば4点の加点とする。	(1.について) 切土、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、流路工の計画高水流量:500m3以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 困難な作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上のレ点がつけば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・被災個所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
	評価	評点 : 0 点	

トップ

考査項目別運用表

担当監督員

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。（書類の出来栄え等、書類自体の工夫は評価としない） ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める建設現場安全管理指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ＩＣＴ活用工事において、いずれかの取組を行った。 ☐ 【発注者指定型】全ての段階においてＩＣＴを活用した。 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】全ての段階においてＩＣＴを活用した。 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】３次元設計データ作成、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品の全ての段階においてICTを活用した。 ※本項目は１点の加点とする。 週休２日制モデル工事に取組み、いずれかの現場閉所を達成した。 ☐ 【発注者指定型】４週８休（閉所率２８．５％）以上 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週８休（閉所率２８．５％）以上 ※本項目は２点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週７休（閉所率２５．０％）以上 ※本項目は１点の加点とする。 ☐ 【受注者希望型】４週６休（閉所率２１．４％）以上 ※本項目は０．５点の加点とする。 建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用モデル工事において下記の取組を行った。 【発注者指定型】【受注者宣言型】 ☐ モデル工事の全ての実施項目の評価基準を達成した。 ※本項目は１点の加点とする。 ☐ その他 理由：（　　） ☐ その他 理由：（　　） ☐ その他 理由：（　　）
	評価	評点：0点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価するものであり、最大7点とする。
※2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

トップ

考査項目別運用表

※ 該当項目をクリックする。

総括監督員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	一つだけクリック↗							

●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
☐ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避を行い、工事による地域への影響を軽減させた。
☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
☐ その他

理由 〔　　〕

結果

入力確認

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c、d、e評価を行う。　参考　0　項目該当　→

参考評価
a 5項目以上該当
a' 4項目該当
b 3項目該当
b` 2項目該当
c 1項目該当
d やや不備である
e 不備である

	a	a'	b	b'	c	d	e
Ⅲ. 安全対策	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
一つだけクリック→							

●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
☐ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
☐ その他

理由 〔　　〕

結果

入力確認

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c、d、e評価を行う。　参考　0　項目該当　→

参考評価
a 5項目以上該当
a' 4項目該当
b 3項目該当
b` 2項目該当
c 1項目該当
d やや不備である
e 不備である

トップ

考査項目別運用表

※ 該当項目をクリックする。

総括監督員

考査項目	細別	a	a`	b	b`	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献	☑ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない

一つだけクリック↗

●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。（工事現場内の清掃は含まない）
☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
☐ その他

理由〔　　〕

結果

a

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。　参考　0　項目該当　→

参考評価
a 5項目以上該当　c 1項目以下該当
a' 4項目該当
b 3項目該当
b` 2項目該当

トップ

考査項目別運用表

総括監督員

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

措置内容	点数
□ 1. 入札参加停止3ヶ月以上	−20 点
□ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15 点
□ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13 点
□ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	−10 点
□ 5. 文書注意	−8 点
□ 6. 口頭注意	−5 点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	−3 点
■ 8.総合評価方式における技術提案の履行状況 □ 履行　□ 不履行　0 件（不履行件数）	0 点
□ 9.項目該当なし	

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. で減点措置を行う。
※不履行となった評価項目が1つの場合は5点減点、2つ以上の場合は10点減点とする。

【上記で評価する場合の適応事例】
1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったがこれに従わなかった。
16.工事関係車輌及び建設機械等で不正軽油を使用している事実が判明した。

結果

0

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□ 優れている	□ やや優れている	■ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている	□ 劣っている
					□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

対象 判定

- ☑ □ 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
- ☑ □ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
- ☑ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
- □ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
- ☑ □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
- ☑ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
- ☑ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
- ☑ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
- ☑ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を実施していることが確認できる。
- ☑ □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
- □ □ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。なお、社内管理基準値が県の基準値と同じ場合には評価しない。
- □ □ その他

理由 （　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・c

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数()／評価対象項目数()
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

※「対象」に網掛けがある項目は、標準的な評価項目を示す。

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●該当する項目の□に「レ」印を記入する。

- □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ その他　理由　（　　）

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

50 %のばらつき

結果

c

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ なお、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事 一つクリック→						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
□ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合
※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

対象	判定	
□	□	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
□	□	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□	□	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□	□	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□	□	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□	□	鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□	□	コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□	□	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□	□	コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	スペーサーの材質及び品質が適正であることが確認できる。
□	□	有害なクラックが無い。
□	□	その他　理由〔　　〕

結果
c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
土工事 （切土、盛土、堤防等工事） 一つクリック↗						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
□ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合
※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

対象	判定	
□	□	雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□	□	段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□	□	置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□	□	締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□	□	一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□	□	芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□	□	構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□	□	土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□	□	CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□	□	法面に有害な亀裂が無い。
□	□	伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□	□	その他　理由〔　　〕

結果
c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事 一つクリック→	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象	判定	
□	□	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□	□	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□	□	緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が適切であり、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□	□	石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□	□	遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□	□	基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□	□	コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□	□	施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□	□	埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	有害なクラックが無い。
□	□	その他　理由〔　　〕

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を 記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる） 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 対象　判定 【工場製作関係】 □ □ 鋼材の種別、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ その他　理由（　　） 【架設関係】 □ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ □ その他　理由（　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む） 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 対象　判定 【共通】 □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。。 □ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ その他　理由〔　〕 【砂防構造物工事に適用】 □ □ コンクリート打設まで錆、泥、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む） □ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □ □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 舗装工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

【路床・路盤工関係】

- □ □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- □ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

【アスファルト舗装工関係】

- □ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

【コンクリート舗装工関係】

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
- □ □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 法面工事 結果 c						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

□ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

対象　判定

【共通】

□ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枡工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
□ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

□ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
□ □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
□ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 基礎工事及び地盤改良工事 結果 c						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞

［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］

□ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

対象　判定

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

【地盤改良関係】

□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ その他　理由〔　　〕

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象） 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枡及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □ □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □ □ 有害なクラックが無い。
- □ □ その他　理由(　　)

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

- □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
一つクリック↘ トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □ □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □ □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

結果

c

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 植栽工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象 判定 □ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ □ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ □ 客土の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している。 □ □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
一つクリック↘ 電線共同溝工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象 判定 □ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 □ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	橋梁維持・修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等） 結果 c	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ その他　理由　〔　　〕 □ その他　理由　〔　　〕 □ その他　理由　〔　　〕 □ その他　理由　〔　　〕 ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・・・・・・a 項目が5項目・・・・・・・・・・・・・・・・a’ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b’ 該当項目が2項目以下　・・・・・・c ※　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ ほ場整備工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

- □ □ 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態で施工をしている。
- □ □ 濁り等の防止に十分留意して施工している。
- □ □ 石礫、根株等が混入しないように適切に施工している。
- □ □ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地、道路盛土等、適切に施工している。
- □ □ 進入路について耕作に支障がないように施工されている。
- □ □ 用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。
- □ □ 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 用・排水路の法面のとおりがよい。
- □ □ 構造物側面の埋め戻しについて、適切に実施されている。
- □ □ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。
- □ □ 二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。
- □ □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ □ パイプラインの地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。
- □ □ パイプラインが所定の埋設深さに布設されており、適切な締固めを実施していることが確認できる。
- □ □ 暗渠排水の施工にあたり、表土と基盤土の混合を防止していることが確認できる。
- □ □ 暗渠排水の被覆材の厚さを確保し、かつ管体を十分被覆していることが確認できる。
- □ □ 暗渠排水管が所定の深さ及び勾配で布設されていることが確認できる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
一つクリック↘ 管水路工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象　判定

- □ □ 中心線の通りがよい。
- □ □ 締固めが適切に実施されている。
- □ □ 管の両側及び上面が均等に埋め戻されていることが確認できる。
- □ □ 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。
- □ □ 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。※1
- □ □ コンクリート構造物に、きめ細かな施工がうかがえる。
- □ □ その他　理由〔　　〕

※1　水道管の場合は、継ぎ手チェックシート・写真が確認できる。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ フィルダム、ため池工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象　判定 □ □ 基礎処理及び盛り立てが適切に実施されている。 □ □ 刃金土や堤体の締固めが適切に実施されていることが確認できる。 □ □ グラウト工が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 □ □ 排水対策を行い、施工している。 □ □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。 □ □ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図書等に基づき適切に施工している。 □ □ コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
一つクリック↘ コンクリート二次製品水路工事（L型、ボックスカルバート、ブロック積み水路等） 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象　判定 □ □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ □ 法面や製品天端の通りがよい。 □ □ 締固めが適切に実施されている。 □ □ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 □ □ コンクリート構造物に、きめ細かな施工がうかがえる。 □ □ 寸法誤差が少なく、表面状況のよい製品が使用されていることが確認できる。 □ □ 二次製品の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 □ □ 漏水等が発生しておらず、水路の機能を満足している □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 治山工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象	判定	
□	□	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□	□	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□	□	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満たしていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□	□	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□	□	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□	□	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□	□	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□	□	緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。
□	□	護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□	□	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	吹付工の吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□	□	吹付工の金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
□	□	吹付工に使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	吹付工の圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	法枠工のアンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□	□	法枠工の現場養生が設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□	□	法枠工に使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	法枠工の圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□	□	ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□	□	ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□	□	伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
□	□	掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。
□	□	構造物や法面に有害なクラックがない。
□	□	その他　理由（　　）

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 森林管理道工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

対象	判定	
□	□	コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□	□	コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□	□	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満たしていることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□	□	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□	□	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□	□	鉄筋の組立、加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	スペーサーの材質及び品質が適正であることが確認できる。
□	□	施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□	□	裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□	□	緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。
□	□	土砂の締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□	□	盛土材料の土質が適正である。
□	□	盛土の一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□	□	植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	吹付工の吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□	□	吹付工の金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
□	□	吹付工に使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	吹付工の圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	法枠工のアンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□	□	法枠工の現場養生が設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□	□	法枠工に使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□	□	法枠工の圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□	□	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している
□	□	伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
□	□	掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。
□	□	構造物や法面に有害なクラックがない。
□	□	その他　理由（　　）

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	一つクリック↘ 管渠更生工事 （製管工法） 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象　判定 □ □ 製管材の規格がミルシート等で確認できる。 □ □ 管内洗浄や劣化部除去が適切に行われている。 □ □ 装置（機器）のキャリブレーションが適切に行われている。 □ □ 裏込め材注入時に必要な供試体を採取し、強度、フロー値等が確認できる。 □ □ 裏込め材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 □ □ 裏込め材の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	■ c	□ d	□ e
一つクリック↘ 防食工事 結果 c	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下　□ ばらつきが80%以下　□ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。　（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象　判定 □ □ 劣化部が健全なコンクリート面が得られるまで除去されていることが確認できる。 □ □ 劣化部除去時の超高圧水の水圧が確認できる。 □ □ 断面修復材の品質が適正であることが確認できる。 □ □ 断面修復工の接着強さが適正であることが確認できる。 □ □ 素地調整材やプライマーの品質が適正であることが確認できる。 □ □ 防食被覆材の品質が適正であることが確認できる。 □ □ 防食被覆工施工時の環境が適正であることが確認できる。 □ □ 防食被覆工の接着強さが適正であることが確認できる。 □ □ その他　理由〔　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			判断不可能※
		50%以下	80%以下	80%超える	
評価値	90%以上	a	a`	b	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c	c
	60%未満	b`	c	c	c

※ 試験結果の打点数等が少なく（原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	細別	□ a	□ a`	□ b	□ b`	□ c	□ d	□ e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	上記以外の工事 又は合併工事 結果 入力なし	□ ＜A＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 □ ＜B＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ □ ばらつきが50%以下 □ ばらつきが80%以下 □ ばらつきが80%を越える。又は試験結果の打点数等が少なく ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 （原則3点未満）ばらつきの判断ができない場合 対象 判定 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕 □ □ 理 由 〔 〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

＜A＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工

・該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
・該当項目が80%以上90%未満・・・・・a'
・該当項目が70%以上80%未満・・・・・b
・該当項目が60%以上70%未満・・・・・b'
・該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・c
※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

＜B＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。
② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。
③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。
④ 評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（）
⑤ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%超える
評価値	90%以上	a	a`	b
	75%以上90%未満	a`	b	b`
	60%以上75%未満	b	b`	c
	60%未満	b`	c	c

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　クラックが無い。 □　漏水が無い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	土工事 （盛土・築堤工事等） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	土工事 （切土工事） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　規定された勾配が確保されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	護岸・根固・水制工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　通りが良い。 □　材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	鋼橋工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接が均一である。 □　塗装が均一である。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	地すべり防止工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　地山との取り合いが良い。 □　天端、端部の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	舗装工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　舗装の平坦性が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　端部処理が良い。 □　構造物へのすりつけ等が良い。 □　雨水処理が良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	法面工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	基礎工事及び地盤改良工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　土工関係の仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　端部及び天端の仕上げが良い。 □　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※　地盤改良において、出来ばえが判断できない場合についてはc評価とする。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	コンクリート橋上部工事 （PC及びRCを対象） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　クラックが無い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	塗装工事 （工場塗装を除く） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	植栽工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　樹木の活着状況が良い。 □　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	橋梁維持・修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　小構造物等にも注意が払われている。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　既設構造物とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	電線共同溝工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	ほ場整備工事 （暗渠排水工事のみ行う場合を除く） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　均平度が良い。 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等のすりつけが良い。 □　用、排水路のとおりが良い。 □　コンクリート構造物のとおりが良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4、5項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	ほ場整備工事 （暗渠排水工事のみ行う場合） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　吐き出し部が入念に施工されている。 □　付帯明渠等の仕上げ、通りが良い。 □　埋め戻しが入念に施工され、凹凸がなく仕上げが良い。 □　施工管理記録簿等から不可視部分の出来ばえが高く評価できる。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	管水路工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　管の通りが良い。 □　付帯コンクリート構造物の肌が良い。※1 □　付帯コンクリート構造物の通りが良い。※2 □　付帯コンクリート構造物にクラックが無い。 □　全体的な美観が良い。 ※1　水道においては、漏水がない。　※2　水道においては、弁筐等の仕上げが良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	フィルダム、ため池工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　吹付（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 □　コンクリート構造物の肌が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　付帯コンクリート構造物にクラックが無い。 □　漏水が無い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当9項目以上・・・a 該当7、8項目・・・・・・・b 該当6項目・・・・・・・c 該当5項目以下・・・d
	コンクリート二次製品水路工事 （L型、ボックスカルバート、ブロック積み水路等） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　土工の仕上げが良い。 □　土工の通りが良い。 □　土工の構造物等へのすりつけが良い。 □　コンクリート構造物等の通りが良い。 □　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4、5項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	治山工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　構造物の表面状態が良い。 □　構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　構造物にクラックが無い。 □　構造物の通りが良い。 □　地山とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d
	森林管理道工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　規定された法勾配、土羽勾配が確保されている。 □　構造物の表面状態が良い。 □　構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □　構造物にクラックが無い。 □　構造物の通りが良い。 □　地山とのすりつけが良い。 □　全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上・・・a 該当4、5項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d

トップ

考査項目別運用表

検査員

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ　出来ばえ	管渠更生工事 （製管工法） 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　更生管の変形・浮上・不陸が無い。 □　更生管の施工箇所上下流の既設管とのすりつけが良い。 □　管口や端部の仕上げが良い。 □　浸入水が無い			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当0項目以下・・・d
	防食工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　断面修復が平坦で、浮きやひび割れが無い。 □　素地調整が平坦密実に仕上げられている。 □　プライマーが均一で欠陥なく塗布されている。 □　塗布型防食にあっては、ピンホール試験を実施し、欠陥が無い。 □　防食被覆が平滑で、樹脂硬化不良が無い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d
	上記以外の工事又は合併工事 結果 d	●該当する項目の□に「レ」印を記入する。 □　理由：（　　） □　理由：（　　） □　理由：（　　） □　理由：（　　） □　理由：（　　） ※　合併工事は、該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d